アジアビジネス法務 Q&A

Atsumi & Sakai

中国編・第1回うっかり犯罪者にならないために 2010年11月

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

◆ ご挨拶

私達は渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の弁護士です。日本産業人クラブホームページの新サービスメニューの一つとして、海外でビジネスを展開する中小企業の皆様に中国・アジア各国の法務相談事例について連載することになりました。

連載の初回は中国をテーマにしています。隣国であり今や経済大国となった中国は日本にとって大切なビジネスパートナーです。私達は、相手国を理解することが日中ビジネスのさらなる発展に寄与すると考え、その端緒の一つとして中国の法制度をわかりやすい形でご紹介していきたいと思っております。

なお、ニュースレターに関するご質問やご要望等がございましたら、今後のニュースレターで 取り上げていきたいと思いますので、随時、お問い合わせフォームにてご連絡ください。

Q 中国では薬物密輸罪により邦人に対して死刑判決が下されたケースもあると聞きました。中国ではどのような行為が処罰の対象となりますか。

中国にも日本と同様に刑法があります。刑法では、法律により犯罪行為として明示的に規定されていない行為を犯罪と認定してこれに刑を科すことはできないと定めています。つまり、法律に明示的な規定がないにもかかわらず、似たような規定を類推適用することにより犯罪として認定するというようなことは禁止されます。このような原則を罪刑法定主義といい、近代国家の刑法の大原則です。したがって、法律を知ることにより、どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が科されるのかを予め知ることができ、自らが嫌疑をかけられないように予防することができます。

中国の刑法から中国ビジネスに関連しそうな犯罪をいくつか例として挙げてみます。

刑法分則の章	犯罪の例	法定刑
第一章 国家安全危害罪	国外の機構、組織、人員のため	無期懲役、有期懲役、拘留、強
	に、国家機密、情報を窃取、偵	制監視(中国語では「管制」)、
	察、買収、不法に提供する罪	政治的権利剥奪。
第三章	偽造・粗悪商品生産、販売罪	販売金額に応じて、無期懲役、
社会主義市場経済秩序		有期懲役、拘留、財産没収(併
破壊罪		科)、罰金(併科、単科)
	一般貨物・物品密輸罪	脱税金額に応じて、無期懲役、
		有期懲役、拘留、財産没収(併
		科)、罰金(併科)
	会社、企業その他の単位の職員	有期懲役、拘留、罰金(併科)
	に対する贈賄罪	

アジアビジネス法務 Q&A



中国編・第1回うっかり犯罪者にならないために 2010年11月

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

	資金洗浄罪	有期懲役、拘留、罰金(併科、
		単科)
	脱税罪	有期懲役、拘留、罰金 (併科)
	不法経営罪	有期懲役、拘留、財産没収(併
		科)、罰金(併科、単科)
第六章	薬物密輸、販売、輸送、製造罪	死刑、無期懲役、有期懲役、拘
[・]		留、強制監視、財産没収(併科)、
11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.		罰金 (併科)
第八章	贈賄罪	無期懲役、有期懲役、拘留、財
汚職賄賂罪		産没収 (併科)

上記には挙げていませんが、一般的に犯罪と考えられるもの(例えば、殺人、傷害等の生命・身体を害する罪や強盗、窃盗、詐欺等の財産に対する罪)は、中国でも犯罪です。刑罰は日本よりも重い場合があり、例えば、日本と異なり中国の刑法で死刑が定められている犯罪として、傷害、窃盗、収賄、薬物密輸・販売・輸送・製造が挙げられます。中国は死刑に関する罪名の最も多い国の一つですが、刑法修正案(八)において死刑罪名の減少が検討されています。薬物犯罪については知らないうちに巻き込まれる危険もありますので、知らない人から荷物を日本に届けてくれるように依頼されても断るようにしましょう。

個人だけではなく、単位(会社や団体等の組織のまとまりを中国語で「単位」といいます)も 犯罪の主体となりえます。例えば、会社による贈賄罪の場合、実際に贈賄の行為を行った個人の ほかに、単位に対して罰金が科されると共に単位の責任者に対しても刑罰が科せられる可能性が あります。

重婚は日本でも中国でも犯罪です。ただ、中国では、日本と異なり、婚姻届を出していなくても同居している事実をもって結婚とみなされることがあります。また、買春行為は、刑事処罰に至らない治安管理処罰法による処罰の対象であり、法律上10日以上15日以下の拘留に5000元以下の過料が併科される可能性があります。

法制度の異なる海外では、知らずに処罰対象となる行為をしていないか、犯罪に巻き込まれないか、特に慎重に行動すべきです。中国にも多くの法律があり、処罰対象となる行為には処罰の可能性が常にありますので、コンプライアンス上注意しておく必要があります。

<当事務所の連絡先> 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル(総合受付12階)

Tel: 03-5501-2111 Fax: 03-5501-2211

E-Mail: info@aplaw.jp http://www.aplaw.jp/